



第7号様式 (規程別表第1 第2項第2号ニ関係)

出張報告書

2026年7月21日

尼崎市議会議員 様

会派名 無所属
代表者氏名 やばた オカン
出張者氏名 やばた オカン

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 2026年7月11日から2026年7月11日まで

2 結果の概要

用務先	報告事項 (この欄には要点を簡条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 決算審査と財政の基本 2 数字に強い議員になる。 3 4 5
添付書類 ☒ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備考

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

☒ 精算額は、2026年7月5日届け出た額 (23,040円) と同一額である。

☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

出張報告書

尼崎市議会議員 やまた オカン

日時： 令和8年（2026年）7月11日 10:00～16:00

会場： リファレンス広島

講師： 杉本 康介 氏 地方議員研究会事務局長

【概要】

1. 決算審査で議員は何を見るべきか？ 予算審査との違いと基本
2. 歳出決算書・主要施策成果説明書・決算カードの読み方
3. 「黒字だから安心」で終わらせない、自治体財政の危険信号
4. 夕張破綻から20年、財政悪化はどこに表れるのか
5. 経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率の見方
6. 基金残高・地方債残高から見る財政運営の実態
7. 決算審査で必ず確認したい事業の成果
8. 「前年より増えた・減った」だけで終わらせない質問の作り方
9. 委員会で使える決算質疑メモの作り方と深掘り質問のコツ

10. 決算審査から次年度予算要望・一般質問につなげる

決算審査と財政の基本

そもそも議員の仕事って何ですか？

普通の幸せを送れる

2000年～改正

「住民の福祉の増進」地方自治法第1条の2

よくある誤解

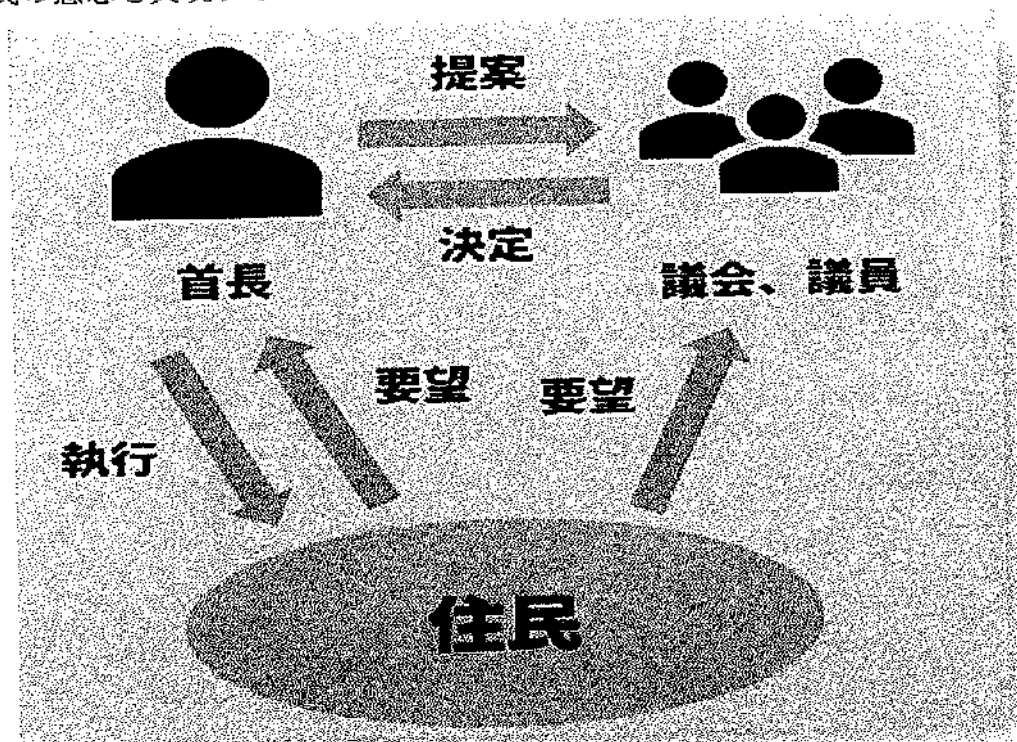
議員のミッション→議員は住民と役所との橋渡しをする存在。住民の要望を役所に伝え、実現していく。



ええっ！
ちがうの！！

日本の二元代表制の姿

日本の二元代表制は、決定者は議会。執行機関は決定したことを執行する役割。住民の意思を実現するかどうか決定するのは議会。



執行機関は首長1人のこと。議事機関(意思決定機関)は議会(議員)

先輩議員に教えてもらってダメになる例

1. 質問の型だけ覚えて、課題設定をしなくなる。

一般質問は「本市の現状は」「課題は」「今後の取り組みは」の順で！

⇒一見、質問らしく見えるが、実際には行政の説明を引き出して終わり

2. 「波風を立てるな」を覚えて、住民の違和感を議場に出せなくなる。

「最初のうちは執行部と揉めるな」「あまり厳しく言うと嫌われる」

⇒住民から見れば何もしていない議員になる

3. 行政に教えてもらう議員になってしまう。

「担当課に聞けば教えてくれる」「質問は職員に相談して作ればいい」

⇒議員がすべきことは、行政の説明を理解したうえで、課題を明確にすること

4. 「根回しこそ議会」と覚えて、公開の討議を軽視する。

「議場で議論する前に、裏で決めておけ」「本会議、委員会では揉めるな」

⇒議会が「決めた」ことになっても、なぜそう決めたのかを説明できない

5. 「住民要望の取次ぎ」が仕事だと思い込む。

「住民の声を役所につなぐのが仕事」「住民要望を早く動かせる議員が強い」

⇒個別要望を政策課題に翻訳(政策立提案)できなくなる

自治体の財政を知る勘所

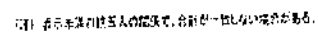
1. 地方財政の制度を先に学ぶ(マクロ大きい視点)

2. 財政のルールを学ぶ

3. 自治体個別の財政を学ぶ(ミクロ小さい視点)

4. 進捗や成果を聞き、予算に生かす

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（令和 8 年度当初）



地方交付税について

所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再分配する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税である(固有財源)

(参考) 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

(参考) 平成 17 年 2 月 15 日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁

地方交付税改革の中で交付税の性格についてという話ですが、地方交付税は国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総額：所得税・法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%、地方法人税の全額

種類：普通交付税 交付税総額の 94%
特別交付税 交付税総額の 6%

※この他、東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として別枠で確保する震災復興特別交付税がある

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11 月の 4 回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰り上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12 月, 3 月の 2 回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要の額等を考慮して繰り上げ交付を行うことができる。

自治体財政のルール

- ・赤字にならないこと

→予算の範囲内でしか使えないし、自治体は借金ができない

- ・自治体のお金の使い方は自由（議会がきめている）

→家計と一緒に。それぞれのお家で使い方は自由です

- ・財政健全化や指標は数値であり目的ではない

→住民の福祉の増進のためであり、貯金に意味はない

予算について

会計年度→普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

会計年度独立の原則→各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

総計予算主義→一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

予算の内容→**歳入歳出予算** **継続費** **繰越明許費** **債務負担行為** **地方債**

一時借入金 **歳出予算の各項の経費の金額の流用**

<歳入歳出予算のイメージ>

(歳入予算)	議決科目(款項)(法第216条第147・則第151) ① 道府県民税、分組金、低用料等のように収入の性質別に区分 ② 款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分 (例)(款) 市町村民税 (項) 1 市町村民税 2 固定資産税 3 軽自動車税 等	議決科目(款項)(法第216条第147・則第151) ① 公債費、中学校費等のように支出目的等(無償経費によって実現しようとする目的等)に区分する。 ② 款項に区分する。 (例)(款) 土木費 (項) 1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海産費 等
	執行科目(目節)(法第220条第150・則第151) ① 目は、項を区分したもの ② 節は、目を細分化したもの (例)(項) 市町村民税 (目) 1 個人 2 法人 (節) 1 現年度繰分 2 繰越繰分	執行科目(目節)(法第220条第150・則第151) ① 目は、項を区分したもの ② 節は、目を性質別に細分化したもので、地方自治法施行規則で定められている節のいずれかに区分しなければならない。 (例)(項) 道路橋りょう費 (目) 1 道路橋りょう総経費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 等 (節) 1 報酬 2 給料 3 工事請負費 等

予算事前議決の原則

予算事前議決の原則とは、予算が地方自治体の一定期間における経費の見積りであるから、住民の代表による議会の議決を経て、始期と同時に効力を生ずるものとする原則をいう。

地方自治法は第211条にこの原則を規定しており、地方公共団体は年度開始前(道府県及び政令指定都市にあっては30日前、その他の市及び町村にあっては20日前までに)予算を議会に提出し、議決を受けるものとされている。

また、会計年度開始前に予算が成立しない場合の措置として編成される暫定予算にも、事前議決の原則が適用される。(自治法218Ⅱ)

この原則に対する例外として次のような規程が設けられている。

- ① 法令により負担する経費等に係る長の原案執行権 (自治法177Ⅲ)
- ② 長の専決処分 (自治法179)
- ③ 特別会計に係る弾力条項 (自治法218Ⅳ)

会計年度独立の原則

会計年度独立の原則とは、それぞれの会計年度において支出する経費の財源はその年度の収入をもって充てるべきである、また、当該年度に支出すべき経費を他の年度において支出すべきではない、という原則である。

予算は、一会計年度内に全ての収支の見積りであるので、予算の期間的限定性を崩して会計期間を混同させると収入支出の対比が不可能となり、その結果出納の混乱を招き、ひいては財政の收拾がつかない恐れがある。そこで、地方自治法208条は「会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる」「各会計年度における歳出は、その年度における歳入をもってこれに充てなければならない」と定めている。

チェック 守られているかチェック

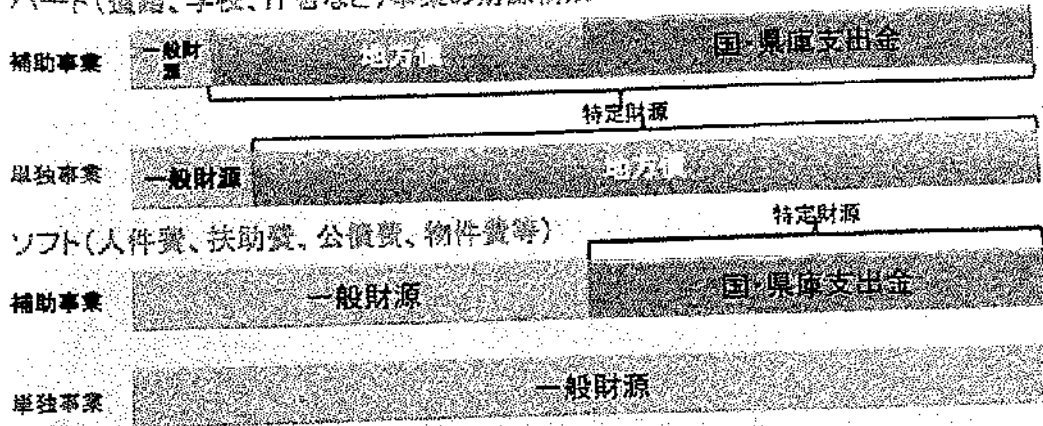
地方公共団体の財源

	一般財源(自由に使えるお金)		特定財源(指定された用途にのみ使われるお金)
	経常一般財源	臨時一般財源	
自主財源 (自ら調達する力)	地方(普通)税 (家計でいうと毎月の給料、アパート経営をしている場合の家賃収入の一部)	財産収入、一般寄付、剰余繰越金、諸収入 (家計でいうと臨時収入)	地方(目的)税、使用料、手数料、特定寄付、事業繰越金 (家計でいうとアパート経営している場合の家賃収入の一部・アパート建設資金の元利償還金に充当)
依存財源 (他の団体からもらう力)	普通地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、地方消費税交付金などの各種交付金、交通安全対策特別交付金 (家計でいうと親からの定期贈与)	特別地方交付税 (家計でいうと祖父母からの一時的贈与)	国庫支出金、県支出金 (家計でいうと親からの教育・住宅資金支援) 地方債(車の購入・教育ローン、自宅の購入資金借入金)
	あてにできる	あてにできない	別当はあるが あてにできない

特定財源(補助金・借金)と一般財源(税と交付税)尼崎市 1096 億

事務事業の財源のパターンは4つだけ！

ハード(道路、学校、庁舎など)事業の財源構成



上記の事務事業費を支出の目的別に款項目節に分類してまとめたのが予算

地方交付税(地方財政の基礎的制度)

基準財政需要額

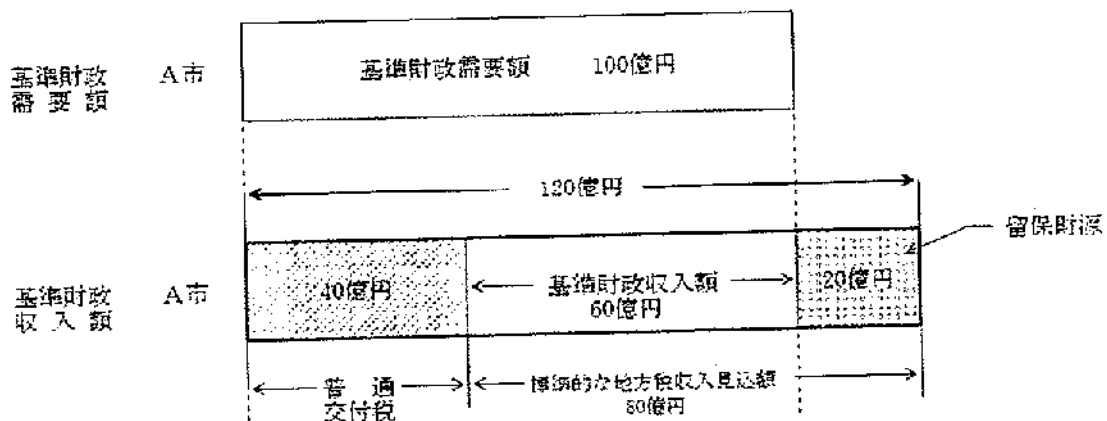
(自治体が標準的に行政を運営するのに必要になる一般財源の額)

基礎財政収入額

(自治体が地方税法に定める地方税を標準税率に従って

課税して収入とする額等の75%)

普通交付税の仕組み



予算書や決算書だけを見ない

- ・数字のチェックは本来の議会の仕事ではない
- 監査と議決は全く別のお仕事
- 会計事務所ではなく、株主総会
- ・議会は議事機関(チェックだけの機関ではない)
- ・お金の使い方を決めているのは議会
 - 異議があるなら予算修正や否決を（最近増えてきました）
- ・事務事業の束が予算であり決算
- ・事業の成果を聞く、細かく砕いて聞き続ける
- ・決算カードや財政状況資料集を見る



数字で語る議員になる

- ・数字の理解は“価値判断の土台”になる
- ・『根源ある言葉』が周囲の信頼を生む
- ・行政も議会も“数字が読める人”を重宝する
- ・数で語れば『感情論』から脱却できる
- ・そもそも議決するために最低必要な知識では？
- ・「財政がわからない」で済んでいた時代の終わり。賛成して大丈夫？



今回の地方議員研修会に参加した後に、兵庫県が過去に借りた 338 億円の不適切な処理が発覚し、財政破綻寸前になるおそれもあるとの報道が流れました。

ちょうど、財政危機といわれている北海道北見市、熊本県荒尾市、愛媛県西予市のことを学習しました。西予市においては、財政危機脱却プランをめぐって市議会の一般質問で議員から「市民に協力を求めるならこれまでの舵取りについて謝罪が必要ではないか」との声があり、市長が謝罪したとのことでした。

私はこれまで、少なからず市政や議会の役割、仕組みについて学習してまいりました。だからこそ思うところがあります。

研修会を受け知ることによって、見えてくる矛盾があります。

財政運営において危機意識が不十分だったと、起債を計画的に管理する行政機能が欠如していたとしても、これ市長がひとり悪いのでしょうか。

予算を決めたのは誰ですか？

決めた責任は誰にありますか？

これからも財政のルールを学び議員として責任を持って判断していかなければならないと改めて強く思いました。

基準財政需要額について、普通地方交付税と基準財政収入額、財政力があるとは、...

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値で財政力指数が高いほど、自主財源で行政需要を賄える割合が高く、留保財源も大きくなるので財政に余裕があると知りました。

では尼崎市はどうか、決算カードの読み取り方から見えてくる状況、資料の集め方、他にも地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について他都市との比較など、調べ・知ることが多く今回の研修だけでは到底把握できないので決算審査と財政の基本を引き続き調査研究して今後の活動に活かしてまいりたいと思います。